

(平成25年9月11日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会神奈川地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

国民年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3 件

国民年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和57年12月から58年3月までの期間及び63年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年4月から50年3月まで
② 昭和57年12月から58年3月まで
③ 昭和63年1月から同年3月まで

私は、昭和35年10月頃に、国民年金の加入手続を行ったと思うが、正確な時期及び場所についての記憶は定かでない。現在は、オレンジ色の年金手帳を所持している。

申立期間①の国民年金保険料については、私が、当時居住していた区の自宅に来ていた男性の集金人に、将来国民年金を受給するために、過去の未納期間の保険料をまとめて払える制度があると勧められたため、夫婦二人分の保険料を遡ってまとめて金融機関で払った。納付した保険料額は二人分で数十万円であったと思うが、具体的な納付時期等は憶^{おぼ}えていない。

申立期間②及び③の国民年金保険料は、私が、夫婦二人分をほぼ一緒に集金人又は区役所で納付していたが、保険料の月額及び納付頻度については憶^{おぼ}えていない。

申立期間①、②及び③の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、申立期間②及び③について、申立人は、昭和50年4月以降、夫婦の国民年金保険料をほぼ一緒に納付していたと述べているところ、夫婦が当時居住していた市の国民年金自主納付者（被保険者）収滞納一覧表で確認できる申立人及びその夫の保険料の納付日は、昭和53年度1期分及び2期分を除き51年度から平成5年度まで一致している上、オンラ

イン記録で確認できる昭和 59 年 2 月及び同年 3 月の保険料は共に重複納付により還付されていることから、申立人の保険料納付についての主張と一致している。

また、申立期間②については、申立人及びその夫の特殊台帳において、共に当該期間の前後の期間の国民年金保険料は過年度納付されていること、及び当該期間の保険料は未納となっていることが確認できるが、その夫については、オンライン記録において、当該期間の保険料は平成 7 年 4 月 5 日に追加処理されたことにより納付済みとなっていることが確認できる。

さらに、申立期間③については、当該期間の前後の国民年金保険料について、オンライン記録及び市の国民年金自主納付者（被保険者）収滞納一覧表において、夫婦共に、当該期間直前の 8 か月間は過年度納付、当該期間直後は 1 年前納により納付されていることが確認できる。

加えて、前述のとおり、申立期間②及び③の前後の国民年金保険料は納付済みであることがオンライン記録により確認できること、及び当該期間は、それぞれ 4 か月、3 か月と短期間であることから、申立人は、当該期間の保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

- 2 一方、申立期間①について、申立人は、昭和 47 年頃から居住していた区の集金人に、将来国民年金を受給するために、過去の未納期間をまとめて払える制度があると勧められたため、夫婦二人分の国民年金保険料を遡ってまとめて納付したと述べているが、申立人は、具体的な納付時期、納付回数及び納付保険料額について記憶が明確でないことから、当該期間の保険料の納付状況が不明である。

また、前述のとおり、申立人は、国民年金の受給権を満たすために、夫婦二人分の国民年金保険料を遡ってまとめて納付したと述べているところ、夫については、特殊台帳において、特例納付を行っていることが確認でき、当該特例納付により、国民年金の受給権を得ることが可能となったが、申立人については、特例納付により申立期間①の保険料を納付せずとも国民年金の受給権を得ることが可能であったことから、申立人の特例納付についての主張と一致しない上、当該期間は 72 か月と長期間にわたっている。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 12 月から 58 年 3 月までの期間及び 63 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

関東神奈川国民年金 事案 7101 (事案 7028 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の平成2年1月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年1月から3年3月まで

私たち夫婦は、昭和57年に結婚後、私が、夫婦二人分の国民年金保険料を、納付書により金融機関で定期的に納付していた。保険料を納付することができない時は、夫婦二人分かどうかは記憶に無いが、免除の申請を行ったことがある。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

今回、申立期間当時の「所得税源泉徴収簿」等が見つかったため、再申立を行う。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和57年12月に結婚した後、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、i) 申立人夫婦が当時居住していた市の国民年金被保険者台帳及びオンライン記録等によると、同年同月から平成4年3月までの期間において、両者が納付済みとなっている期間は昭和57年12月のみとなっていることが確認できることから、申立内容と一致しないこと、ii) 申立人と一緒に保険料を納付していたとするその夫についても、申立期間の保険料が未納となっていることがオンライン記録により確認できること等から、申立人が当該期間の保険料を納付していたものと認めることはできないとして、既に年金記録確認A地方第三者委員会(当時)の決定に基づき、平成25年3月21日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てにおいて、申立人から提出された平成2年分及び3年分の「所得税源泉徴収簿」及び「給与所得者の保険料控除申告書」等の社会保険

料控除に係る欄に記載された金額は、申立人の各年の年間の国民年金保険料額と一致していることが確認できる。

また、申立人の国民年金保険料が納付済みとなっている申立期間前後の平成元年及び4年についても、前述の資料と同時に提出された元年及び4年の同資料の同欄に記載された金額は、申立人の各年の年間の保険料月額と一致していることが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

関東神奈川国民年金 事案 7102

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年11月から58年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年11月から58年2月まで

私は、会社を退職した昭和54年7月頃に、国民年金の加入手続を区役所で行った。

申立期間のうち、昭和55年11月及び同年12月の国民年金保険料については、同年10月29日付けの領収印のある同年同月から同年12月までの領収証書を所持しており、還付された記憶も無いため、還付ではなく納付済みの記録に訂正してほしい。

申立期間のうち、昭和56年1月から58年2月までの国民年金保険料については、夫と一緒に55年11月から58年2月まで海外に居住していたため、帰国した同年3月頃から、3か月分ずつ遡って納付していたが、納付した保険料額については憶^{おぼ}えていない。また、同年1月及び同年2月の保険料が、国民年金に未加入であったため還付されているということだが、還付された記憶は無い。

私は、昭和55年11月に国民年金の被保険者資格の喪失の手続を行った記憶は無く、申立期間の国民年金保険料が、未加入による未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間のうち、昭和55年11月及び同年12月の国民年金保険料について、同年10月29日付けの領収印のある同年10月から同年12月までの領収証書を所持しており、当該期間の保険料が還付された記憶は無いと述べているが、i) 国民年金保険料還付整理簿において、当該期間の保険料については、56年2月26日に海外転出を理由として申立人に還付されたことを示す記録が認められること、ii) 申立人が所持している年金手帳及びオ

オンライン記録において、55年11月4日付けの国民年金の被保険者資格の喪失及び58年3月21日付けの当該資格の再取得の記録が認められ、その日付は、申立人の所持しているパスポートの出入国の日付とも一致しているところ、当時、海外居住者は国民年金に適用除外とされていたことから、申立期間は国民年金の適用除外期間であったと考えられ、当該期間（55年11月及び同年12月）に係る還付処理は適切に行われたものとするのが自然である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和56年1月から58年2月までの国民年金保険料について、海外から帰国した同年3月頃から、3か月分ずつ遡って納付しており、同年1月及び同年2月の保険料が還付された記憶も無いと主張しているが、当該期間は、前述のとおり、国民年金の適用除外期間であったと考えられる上、オンライン記録において、同年1月及び同年2月の保険料が、60年5月31日に還付決議され、申立人の還付請求に基づき、還付金の振込先である申立人の金融機関の口座番号と支払予定年月日（60年8月28日）が記載されていることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、口頭意見陳述においても、記録訂正につながる新たな証言や資料を得ることができず、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものとするとはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年7月から18年3月までの国民年金保険料については、学生納付特例により納付猶予されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年7月から18年3月まで

私は、平成12年4月に来日し学校の入学手続を行った際、国民年金の加入を勧められたので、その後、現在Aにいる保証人と一緒にB区役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金の加入手続を行った後に、学生納付特例の手続をB区役所で行った。翌年度以降も毎年同区役所で同手続を行っていた。

申立期間が未加入となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成12年4月以降に国民年金の加入手続を行い、その後、学生納付特例の手続を毎年行ったと主張しているが、オンライン記録によると、申立人の基礎年金番号は、厚生年金保険被保険者となった18年4月に付番された番号であることが確認できる上、20歳以降に申立人に別の基礎年金番号が払い出された形跡は無いことから、申立期間は、国民年金の未加入期間であり、学生納付特例の申請を行うことができる期間ではない。

また、申立人が、申立期間の国民年金保険料の学生納付特例の申請を行い、かつ同申請が承認されたことを示す関連資料が無く、当該期間の保険料が納付猶予されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、口頭意見陳述において、申立人は、学生納付特例により国民年金保険料が納付猶予されていたことを示す資料が、日本年金機構から送付されてきたと主張しているが、当該資料（「国民年金保険料の納付可能期間延長のお知らせ」）は、後納可能な期間と納付状況及び年金加入記録等を通知するものであることから、申立人の申立期間の保険料が、学生納付特例により納付猶予されていたことを示すものではない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を学生納付特例により納付猶予されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月から4年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月から4年2月まで

私の父親は、平成2年4月に区役所で私の国民年金の加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料については、父親名義の預金口座から口座振替により納付していたと聞いている。

私の所持する年金手帳の「初めて被保険者となった日」には、平成2年4月1日の日付が確認できる。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が、平成2年4月に区役所で申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を父親名義の銀行口座から口座振替により納付していたと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、当該期間の保険料を納付していたとするその父親は、既に他界している上、申立人の母親からも具体的な証言を得ることができないことから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成6年4月に払い出されたものであることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人の主張する加入手続時期と一致しない上、当該手帳記号番号が払い出された時点において、申立期間の国民年金保険料は、時効により納付することができない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付するには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、当該期間当初から手帳記号番号の払出時期までを通じて同一区内に居住していた申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、その形跡

も無い。

加えて、申立人は、申立人が所持している年金手帳の「初めて被保険者となった日」欄に「平成2年4月1日」と記載されていることから、同年同月から国民年金に加入し、国民年金保険料を納付しているはずであると主張しているが、この「初めて被保険者となった日」欄の日付は、加入手続時期及び保険料の納付の有無にかかわらず、強制加入すべき時期まで遡及するものであることから、当該日付は、国民年金の加入手続時期及び保険料の納付開始時期を特定するものではない。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。